

道路交通法一部改正

令和4年5月13日施行



75歳以上の

運転免許証の更新手続きが変わります！

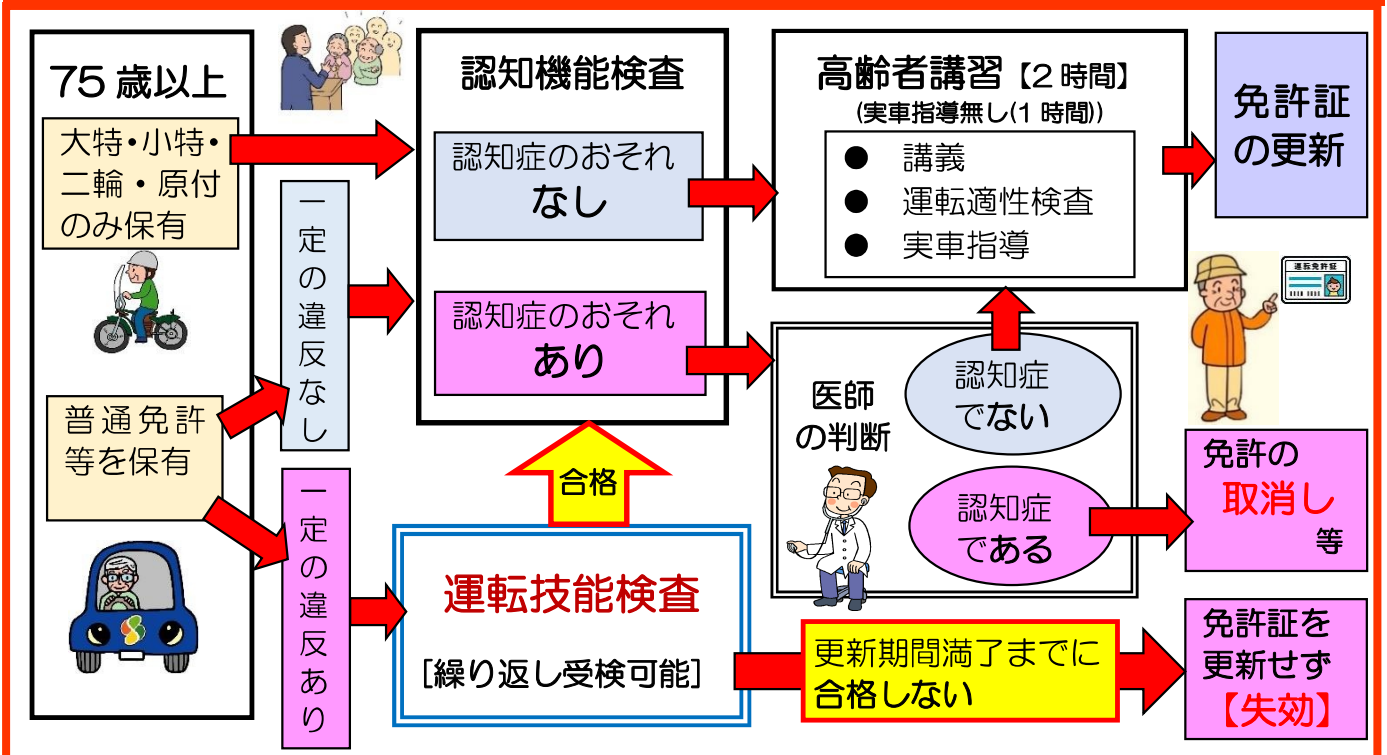
運転技能検査
の新設

75歳以上で運転免許(普通自動車対応免許)を保有し、一定の違反のある方は、運転免許証更新時に運転技能検査を受検しなければなりません。

(※大特・小特・二輪・原付のみ保有の方は対象外)

検査の結果が、一定の基準に達しない場合、運転免許証の更新はできません。

75歳以上の免許更新手続の流れ



《 予約方法等 》

運転免許の更新期間満了日の約6か月前に、免許証記載の住所地に、三重県公安委員会から次の通知書が送付されます。

- 75歳未満の方・・・「講習通知書」
- 75歳以上の方・・・「検査・講習通知書」

運転技能検査、認知機能検査、高齢者講習は予約制となりますので、ご自身で

各自動車学校 に連絡をして予約してください。